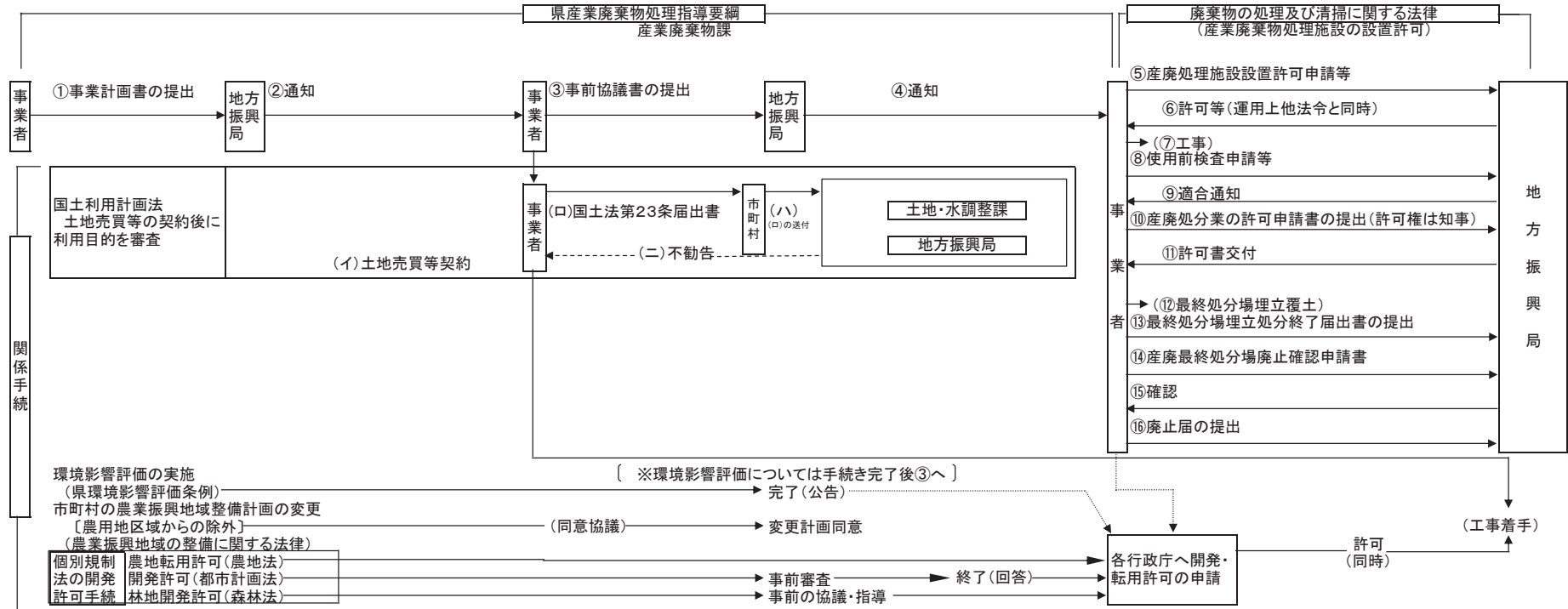


2 産業廃棄物処理施設の設置

立地する土地の状況(例)

- ・開発規模が5ha以上で都市計画法第34条第14号該当の開発とする。
- ・農業振興地域の農用区域を含む。
- ・農地を含む。
- ・都市計画区域の市街化調整区域を含む。
- ・地域森林計画対象森林(1ha超)を含む。
- ・注視区域、監視区域の指定はない。

この流れ図は、土地売買等がある場合の手続を示す。各法令の詳細内容は、後述の法令解説を参照すること。



上記以外の主な手続

環境関係	農地・林地関係	土木関係	建築関係	文化財保護関係・その他
<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽法(浄化槽の設置届出) ・県給水施設等条例(給水施設工事の確認) ・水道法(専用水道工事の確認) ・県生活環境の保全等に関する条例(特定施設等の設置及び騒音指定建設作業の届出) ・環境影響評価法(環境影響評価の実施) ・水質汚濁防止法(特定施設の設置の届出) ・大気汚染防止法(ばい煙・粉じん発生、施設等の届出) ・県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例(特定施設・湖沼排水指定施設の設置の届出) 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林法〔保安林(一定行為の許可、原則指定解除不可)〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法(道路管理者以外の者が行う工事の承認) ・河川法(河川管理者以外の者が行う工事の承認) 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法(建築物の建築、大規模な修繕等の確認)[第51条の規定の適用] 	<ul style="list-style-type: none"> ・国有財産法(法定外公共用財産の使用許可、払い下げ等) ・文化財保護法(埋蔵文化財等の包蔵地発掘・発見の届出) ・市町村の開発指導要綱等 ・景観法(景観形成重点地域における行為の届出、景観計画区域(景観形成重点地域を除く)の行為の届出)